

福知山市土地開発公社解散・清算に関する決議

福知山市は、福知山市土地開発公社を解散し清算するに当たり、次の事項を早急に履行するものとする。

- 1 公社解散までに、新たに見直した中期財政計画を議会に示すこと。今後も土地価格の下落が止まらず、そのことによって、毎年繰り上げ償還する予定の2億円の財源確保ができない場合は、執行部において必ず不足分を措置すると共に、その財源を明らかにすること。
- 2 外部監査を導入し、毎年の土地売買の実績、販売価格・取得価格、代物弁済として市が引き継いだ土地の評価額約31億円について、公認会計士、不動産鑑定士を含めた第三者検討委員会にて調査し、年次計画や売却管理等を行い、その都度、議会に報告書を提出し、内容を市民に明らかにすること。
- 3 福知山市が約31億円の代物弁済、約19億円の求償権放棄を行い、公社を解散し清算するに当たり、その一連の過程を資料等の工夫を図り、市民へ分かりやすく情報公開し説明責任を果たすこと。
- 4 約50億円の債務保証を履行するに当たっては、簿価の付け替えや粉飾決算を知らなかつたとする答弁や、平成12年以来3度にわたる国の技術的助言に漫然と対応しなかつた責任について、歴代土地開発公社役員の経営責任と債務負担行為に対する市の監督責任を明確にした総括を行い、その処分の内容を公表すること。
- 5 「福知山市土地開発公社の不適切な事務処理等調査特別委員会」及び「土地開発公社経営検討委員会」の提言を重く受け止め、確實に履行すること。

以上、決議する。

平成24年7月20日

福知山市議会